

# 公 告

2019年2月11日

生活協同組合コープいしかわ  
理 事 長 大 谷 学



生活協同組合コープいしかわの定款 第10条 及び所在不明組合員の整理に関する規約基づき、所在不明組合員への住所変更届の催告の件について、以下の通りお知らせします。

## 1. 公告及び名簿閲覧期間

2019年2月11日（月）～2019年3月13日（水）

## 2. 所在不明整理対象組合員 904名

※別紙、所在不明整理対象組合員名簿を参照

3. 申し出方法：所在不明整理対象組合員名簿に氏名が記載されている方で、住所変更等を申し出る方は、生活協同組合コープいしかわ各事業所及び本部（白山市行町西1番地 電話番号076-275-9854）において申し出をしてください。

### 〈整理組合員とは〉

この生協は、毎年12月末日を基準日として、次の条件を同時に満たす組合員は、整理対象組合員とする。

- ①毎年の通常総代会後に送付される「出資配当・利用高割戻し通知書」が3期連続でお届けできず、その後、登録された電話番号に電話をしても連絡がとれない組合員。
- ②なおかつ、3期の住所確認の期間に利用登録及び増資・減資がされていない組合員。

### （利用登録）

宅配の利用や、店舗でのコープカードを提示しての利用の際に登録され、利用高割戻しの対象になるものです。共済、保険、ガソリン、酒、家電品、宝飾（キャンペーン）の利用は対象外とする。

# 所在不明組合員の整理に関する規約

## (総則)

第1条 所在不明組合員の整理に関する事項は、定款10条に定めるものほかは、この規約の定めるところによる。

## (所在確認)

第2条 この生協は、毎年1回、通常総代会後に組合員に対して登録の住所に、出資金配当通知書を発送することにより、組合員の所在確認を行う。

## (整理対象組合員)

第3条 この生協は、毎年12月末日を基準日として、次の条件を同時に満たす組合員は、整理対象組合員とする。

(1)前条の手続により、3期連続して出資金配当通知書を配達することが出来ず、その後に登録された電話番号でも連絡がとれない。

(2)上記の3か年度（最終年度は基準日まで）において利用登録および増資、減資がされてない。

## (公告、閲覧)

第4条 基準日から事業年度末までの間に1ヶ月以上の期間を設定し、整理対象組合員の選定についてのお知らせと住所変更届の催告、および、申し出により所在が確認された場合には、整理対象から除外する旨を公告するとともに、各事業所に整理対象組合員の名簿を備え置いて閲覧できるようする。

2 前項の手続により所在確認ができた組合員については、整理対象組合員から除外する。

## (自由脱退処理)

第5条 前条第1項の手続を経て、なお所在確認ができなかった整理対象組合員については、理事会の承認を得て事業年度の終わりにおいて自由脱退処理をおこなう。

## (総代会への報告)

第6条 每事業年度の所在不明組合員の整理の状況については、議案書の組合員数及び組合員出資金の状況の中に掲載し、次の総代会に報告する。整理した組合員の名簿については総代会の会場に据え置き、閲覧できるようにしておく。

## (出資金の扱い)

第7条 所在不明による自由脱退処理を行った組合員の出資金は、脱退処理を行った日から2年間は、「預かり金勘定」として振り替える。

2 「預かり金勘定」に振り替えた出資金は、2年内に本人からの申し出などにより所在の確認ができた組合員は、本人の希望により再加入又は出資金返還の手続をおこなう。この場合、脱退処理時の出資金とする。

3 「預かり金勘定」に振り替えた出資金は、生協法第23条に基づいて、2年を経た年度末をもって雑収入処理する。但し、脱退処理に関してコープいしかわの責めに帰すべき事由がある場合は、雑収入処理をした後においても前項に準じた手続をおこなう。

## (改廃)

第9条 この規約の改廃は総代会において行う。

## (付則)

この規約は、2003年6月16日から実施する。